

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)

令和7年6月25日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの

2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第2500021号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第2500009号

第1 結論

昭和44年4月から昭和54年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和44年4月から昭和54年3月まで

私は、A社を退職した後の昭和54年12月頃、B市役所に行き、国民年金保険料20万円を納付したが請求期間が保険料を納付した期間となっていないので、調査の上、請求期間の記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間当時、住民登録をしていた市町村で初めて国民年金の加入手続を行った場合には、被保険者に固有の管理番号である国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)が新規に付番される払出事務が行われることとなるが、B市から提出された国民年金手帳記号番号払出簿等の資料によると、請求者に係る国民年金番号「*」は、昭和54年10月8日に払い出され、同年10月1日に国民年金の被保険者資格を取得している。

また、請求者が所持する年金手帳、B市における国民年金被保険者名簿、国民年金被保険者台帳及びオンライン記録によると、請求期間はいずれも国民年金の未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

さらに、請求者の主張のとおり請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求者に別の国民年金番号が払い出されている必要があるところ、社会保険オンラインシステム及び年金情報総合管理・照合システムにより氏名検索を行ったが、請求者に国民年金番号「*」以外の国民年金番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、請求者は、B市役所の窓口で国民年金保険料を遡って納付した旨主張しているが、同市役所の担当者は、年金担当課窓口では現年度納付以外の保険料の収納は行っていなかった旨陳述している。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も

見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 2500026 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 2500016 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年 3 月 20 日から同年 6 月 1 日まで

A社に昭和 61 年 3 月 20 日から勤務したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者資格取得年月日は同年 6 月 1 日となっており、請求期間の年金記録がない。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が提出した昭和 61 年給与所得の源泉徴収票の「中途就・退職」欄に「86 3 20」と記載されている上、A社は請求者が 1986 年 3 月 20 日から月給契約社員として勤務した旨回答していることから判断すると、請求者は、請求期間において同社で勤務していたことが認められる。

しかしながら、請求者が提出した上記の源泉徴収票の「社会保険料等の金額（給与等からの控除分）」欄に「97,843 円」と記載されているところ、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格取得日以降の標準報酬月額を基に、請求期間当時の法定の厚生年金保険料率、B健康保険組合の保険料率及び法定の雇用保険料率から算出した額を合計すると、請求期間に係る厚生年金保険料は請求者の給与から控除されていなかったことが推認される。

また、A社は、請求者は月給契約社員だったが、請求期間当時の資料がないため、請求者の請求期間に係る届出及び給与からの厚生年金保険料控除については不明である旨回答している。

さらに、請求者がA社の同じ支社で勤務したとする同僚に照会したが、請求者が請求期間において同社に勤務していたことは記憶しているものの、当該期間に係る請求者の給与から厚生年金保険料が控除されていたか否かについてわからない旨回答している。

加えて、B健康保険組合は、請求者の健康保険の資格取得年月日は昭和 61 年 6 月 1 日である旨回答している上、請求者の雇用保険の資格取得年月日は同年 6 月 11 日であり、請求期間

における加入記録は確認できない。

また、A社の事業所別被保険者名簿を調査したが、昭和 61 年 6 月 1 日を厚生年金保険の資格取得年月日とする記録のほかに請求期間において請求者の氏名は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。